## ◎暴力団員による不当な行為の防止等

## に関する法律の一部を改正する法律

(平成二〇年五月二日法律第二八号)

による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律○国務大臣(泉信也君) ただいま議題となりました暴力団員一、提案理由(平成二○年四月一五日・参議院内閣委員会)

案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上

この法律案は、最近における暴力団をめぐる情勢にかんがこの法律案は、最近における暴力団をめぐる情勢にかんが得行為に係る当該指定暴力団の代表者等の損害賠償責任について規定するとともに、対立抗争に係る暴力行為の賞揚等を目的て規定するとともに、対立抗争に係る暴力行為の賞揚等を目的とする指定暴力団員に対する金品等の供与、指定暴力団員によとする指定暴力団員に対する金融を利用して行った資金獲み、指定暴力団員が指定暴力団の威力を利用して行った資金獲み、指定暴力団員が指定暴力団の威力を利用して行った資金獲み、指定暴力団要が行為を展力のである。

第一は、指定暴力団の代表者等の損害賠償責任に関する規定以下、項目ごとにその概要を御説明いたします。

て生じた損害を賠償する責任を負うこととするものでありま身体又は財産を侵害したときは、一定の場合を除き、これによっ団の威力を利用して資金獲得行為を行うについて他人の生命、これは、指定暴力団の代表者等は、指定暴力団員が指定暴力の整備についてであります。

をしてはならない旨の命令をすることができることとするもの定暴力団員に対する金品等の供与について、公安委員会がこれこれは、対立抗争等に係る暴力行為の賞揚等を目的とする指であります。

第二は、対立抗争等に係る暴力行為の賞揚等の規制について

であります。

のであります。
のであります。
のであります。
第三は、損害賠償請求等の妨害の対害の対害のの対しのための命令をすることができることとするものが出て、指定暴力団員による不法行為の被害者が行った損害賠償請求等の妨害の規制についてであります。

であります。 第四は、暴力的要求行為として規制する行為の追加について

に対し許認可等を要求する行為等を暴力的要求行為として規制 これは、指定暴力団員が指定暴力団等の威力を示して行政庁

する行為に追加するものであります。 第五は、 暴力排除活動の促進に関する規定の整備についてで

あります。

ものとするものであります。 図るため、 者が組織する民間の団体が自発的に行う暴力排除活動の促進を これは、 情報の提供、助言、 国及び地方公共団体は、事業者、 指導その他必要な措置を講ずる 国民又はこれらの

す。 ては公布の日、それ以外の規定については公布の日から起算し 償責任に関する規定、暴力排除活動の促進に関する規定につい て三月を超えない範囲内で政令で定める日としております。 以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要でありま なお、この法律の施行日は、指定暴力団の代表者等の損害賠

何とぞ、慎重御審議の上、 速やかに御賛同賜らんことをお願

い申し上げます。

## **参議院内閣委員長報告**(平成二○年四月一八日)

内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。 ○岡田広君 ただいま議題となりました法律案につきまして、

> 定するとともに、 指定暴力団員が指定暴力団の威力を利用して行った資金獲得行 を暴力的要求行為として規制する行為に追加すること等を主な 法行為の被害者が行った損害賠償請求に対する妨害等について 内容とするものであります。 の規制を導入するほか、行政庁に対する一定の不当な要求行為 る指定暴力団員に対する金品等の供与、 為に係る当該指定暴力団の代表者等の損害賠償責任について規 本法律案は、最近における暴力団をめぐる情勢にかんがみ、 対立抗争に係る暴力行為の賞揚等を目的とす 指定暴力団員による不

対する責任追及の手段とその実効性等について質疑が行われま したが、その詳細は会議録によって御承知願います。 勢、資金獲得活動の多様化への対応、指定暴力団の代表者等に 質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原 委員会におきましては、暴力団対策法の運用状況と暴力団情

案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

## **衆議院内閣委員長報告**(平成二〇年四月三〇日)

内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げま ○中野清君 ただいま議題となりました法律案につきまして、

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律

す。

本案は、最近における暴力団をめぐる情勢にかんがみ、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は、次のとの措置を講じようとするものであり、その主な力をは、最近における暴力団をめぐる情勢にかんがみ、所要

おりであります。

よって生じた損害を賠償する責任を負うこととするものであり身体または財産を侵害したときは、一定の場合を除き、これに団の威力を利用して資金獲得行為を行うについて他人の生命、第一に、指定暴力団の代表者等は、指定暴力団員が当該暴力

第二に、対立抗争に係る暴力行為の賞揚等を目的とする指定第二に、対立右の合ができることとするものであり第二に、指定暴力団員による不法行為の被害者が行った損害第二に、対立抗争に係る暴力行為の賞揚等を目的とする指定

制するものであります。に対して許認可等を要求する行為等を暴力的要求行為として規に対して許認可等を要求する行為等を暴力的要求行為として行政庁第四に、指定暴力団員が指定暴力団等の威力を示して行政庁

由の説明を聴取いたしました。次いで、四月二十五日質疑を行会に付託され、翌二十三日泉国家公安委員会委員長から提案理本案は、参議院先議に係るもので、去る四月二十二日本委員

一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第でありい、質疑終局後、直ちに採決いたしましたところ、本案は全会

以上、御報告申し上げます。

ます。